

第 2 2 回健康投資WG 事務局説明資料① (健康・医療戦略について)

令和元年 12 月 19 日

経済産業省 商務・サービスグループ

ヘルスケア産業課

健康・医療戦略の検討状況について

政府全体の健康・医療に関する施策 「健康・医療戦略」

健康・医療戦略:

「政府が総合的かつ長期的に講ずべき**健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出**に関する施策の大綱」
(健康・医療戦略推進法第17条)

※ 政府が基本理念にのっとり基本的施策を踏まえ定めることとされている。

「健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出」の法律上の定義 (健康・医療戦略推進法第1条)

- ◆ 世界最高水準の医療の提供に資する**医療分野の研究開発**並びにその**環境の整備**及び成果の普及
- ◆ 健康長寿社会の形成に資する**新たな産業活動の創出及び活性化**並びにそれらの**環境の整備**

【参 考】 健康・医療戦略推進法

第2条(基本理念)

「健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出は、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化により、世界最高水準の医療の提供に資するとともに、健康長寿社会の形成に資する新たな産業活動の創出及びその海外における展開の促進その他の活性化により、海外における医療の質の向上にも寄与しつつ、我が国経済の成長に資するものとなることを旨として、行われなければならない。」

第10条～第16条(基本的施策)

- 「研究開発の推進」(第10条)
- 「研究開発の環境の整備」(第11条)
- 「研究開発の公正かつ適正な実施の確保」(第12条)
- 「研究開発成果の実用化のための審査体制の整備等」(第13条)
- 「新産業の創出及び海外展開の促進」(第14条)
- 「教育の振興等」(第15条)
- 「人材の確保等」(第16条)

次期の「健康・医療戦略」の検討の方向性

※健康・医療戦略：健康・医療戦略推進法に基づき定める、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関する施策の大綱

「健康・医療戦略推進法」(以下、「推進法」)に即した柱立てとし、**戦略の柱となる研究開発と新産業創出の基本方針を明確化**。

全体構成

現行

2. 各論

- (1) 研究開発等
- (2) 新産業創出及び国際展開の促進等
- (3) 教育の振興・人材の確保等
- (4) データ利活用基盤構築・ICT利活用推進

次期

2. 基本方針

- (1) 研究開発
- (2) 新産業創出及び国際展開の促進

新設

3. 具体的施策

- (1) 研究開発
- (2) 新産業創出及び国際展開の促進
- (3) 研究開発・新産業創出等を支える基盤的施策(データ利活用基盤、人材等)

課題

検討の方向性

研究開発

以下に対応しつつ、引き続き、AMEDを核とした産学官連携による**基礎から実用化まで一貫した研究開発の推進と成果の実用化**を図る。

- 統合PJを構成する各省庁の予算について、**継続的かつ統一的なエビデンスに基づいた戦略的かつ効果的な配分**を行っているとは言えない。
- データの基盤構築・利活用、ゲノム・遺伝子医療、中・高分子医薬やDDS等本来、**疾患横断的に活用しうるモダリティ等**(技術・手法)の開発が、疾患別の統合PJにより**特定の疾患に分断**されている。
- 研究開発の推進の視点が、**モダリティ等の選択や特定疾患への展開にとどまり、結果として診断・治療研究に偏っている**。
- 関係省庁・機関が持つ**エビデンス**(研究者等への調査、論文調査、海外動向等)を分析した上で、**重点化する領域等を抽出**。
- 疾患を限定しない**モダリティ等の統合PJ**に集約することにより、**新たな医療技術等を様々な疾患に効果的に展開**。
- 開発目的(予防/診断/治療/予後・QOL)にも着目した、**健康長寿社会の形成に向けた健康寿命延伸という目標のために最適なアプローチ**を選択。

新産業創出・国際展開

- **生活習慣や老化に伴う疾患の増加への対応**のため、予防・健康管理等の**公的保険外ヘルスケアサービス活性化**への期待が高まっているが、市場は発展途上。
- 健康・医療分野の**新たな技術やサービスを事業化するためのエコシステム**が未成熟。
- アジアに加え、急増する人口を背景に高い経済成長を遂げている**アフリカは潜在的市場として大きな魅力**があり、諸外国は積極的なアプローチを開始しているが我が国は不十分。
- **世界の医療需要の持続的増加**が見込まれる中、**我が国のプレゼンス向上**が必要。
- **公的保険外ヘルスケアサービスの需要喚起(健康投資の裾野拡大等)、供給環境整備(サービスの品質評価の環境整備等)**のための取組を拡充。
- **ベンチャー等によるイノベーション創出の支援強化、社会実装のための官民連携促進**などによる民間投資促進と健康・医療産業の競争力向上。
- アジア健康構想を推進するとともに、**アフリカの実情を踏まえた形で我が国のヘルスケア関連産業を展開**すべく「**アフリカ健康構想**」を立ち上げる。
- **医療の国際展開、医療インバウンド及び訪日外国人への適切な医療提供**を一体的に推進。

研究開発、新産業創出等を共通的に支える、**データ利活用基盤の構築・利活用、人材の確保・育成**等を引き続き推進。

健康・医療新産業創出にむけて

※令和元年12月5日時点 健康・医療戦略 第2期（案）より

1. 現状と課題

世界に先駆けて、超高齢社会が進展

- 人生100年時代の到来
- 取組みにより、「高齢者」像が変化しうる時代に
- 健康寿命と平均寿命に約10年の差

NCDs（老化に伴う疾患/生活習慣病）の拡大

- 診断・治療に加え、予防の重大性が増大
- 疾病と共生するための取組も重要

産業構造の変化

- グローバルなイノベーション競争
- 我が国のヘルスケアベンチャー企業の遅れ
- 多様化するヘルスケアサービスへのニーズ
- Society5.0の重要分野としての健康・医療

2. 今後の方向性

予防・進行抑制・共生型の
健康・医療システムの構築



総合的な健康・医療新産業創出に向けた
イノベーションエコシステムの構築

3. アクション

職域・地域・個人の健康投資の促進

- 1. 職域の健康投資の促進**
 - ✓ 健康経営顕彰制度の運営
 - ✓ 健康経営の資本市場からの評価指標策定
 - ✓ コラボヘルスの推進
 - ✓ 健康経営のISO化
- 2. 予防・健康づくりのインセンティブ**
 - ✓ 後期高齢者支援金の加算・減算制度のインセンティブ措置の強化
 - ✓ 国民健康保険の保険者努力支援制度のインセンティブ措置
 - ✓ 官民インセンティブの具体化
 - ✓ ヘルスケアポイント等の個人インセンティブ付与につながる保険者の取組支援
- 3. 地域・職域連携の推進**
 - ✓ 継続的・包括的な保健事業の推進

新市場・総合的なヘルスケア産業の創出支援

- 1. ヘルスケアサービスの品質評価の取組**
 - ✓ 業界自主ガイドラインの策定支援
 - ✓ 民間機関による第三者認証の実施支援・活用促進
 - ✓ 流通構造の確立に向けた環境整備
- 2. イノベーションの社会実装**
 - ✓ 予防・健康づくりの健康増進効果等に関するエビデンスを確認・蓄積
 - ✓ IoT、AI、ロボット等の新技術の医療・介護現場へのサービス導入支援
 - ✓ ICT等を活用した医療機器の有効性・安全性等の評価指標の策定
 - ✓ IoT機器の安全性・機能等の評価手法の策定
 - ✓ パッケージ型ヘルスケアソリューションの創出支援
 - ✓ 民間事業者によるデータ相互運用性やデータ項目の標準化を推進
- 3. 公的保険サービスと公的保険外サービスの連携**
 - ✓ 公的保険サービスの担い手と公的保険外サービスの提供の連携環境整備
- 4. 健康な食、地域資源の活用**
 - ✓ 免疫機能の改善などを通じた保健用途における新たな表示の実現
 - ✓ 「健康に良い食」のより高度な流通生産システムの実現
- 5. スポーツ、観光**
 - ✓ スポーツ医・科学の研究成果の活用、地域のスポーツツーリズム促進
- 6. まちづくり、住宅**
 - ✓ コンパクトで歩きたくなるまちづくりの推進、公共交通の充実
 - ✓ 高齢になっても健康で安心して暮らせるような住まいの整備・活用

イノベーションエコシステムの強化

- 1. 地域に根差した健康・医療新産業の活性化**
 - ✓ 「地域版ヘルスケア産業協議会」設置促進
 - ✓ 国と自治体の連携促進
- 2. 官民ファンド等による資金支援**
 - ✓ ベンチャー等の研究開発から実用化に至る投資の促進
 - ✓ 官民ファンドの投資ノウハウの地域金融機関等への移転
 - ✓ バイオベンチャーの資金調達の課題解決に向け、取引所等の関係者と対応を検討
 - ✓ Healthcare Innovation Hub（InnoHub）の活用によるベンチャー支援や新規参入の促進及び国内外からの投資の呼び込み
- 2. 産学官連携による戦略的取組**
 - ✓ 異業種からの参入促進
 - ✓ 産官学連携による社会実証、基準作り等の協調領域の取組の促進
 - ✓ 薬価制度等におけるイノベーションの適切な評価

健康・医療新産業協議会への体制変更について

次期健康・医療戦略の推進体制について(案)

2020年度に開始する次期の健康・医療戦略及び医療分野研究開発推進計画の実施の推進等のために必要な協議会を置くこととする。なお、新たな協議会の構成員や設置要綱等については引き続き検討する。

